公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第５７６号
兵庫県姫路市船津町1825番地３
債務者　東　圭衣子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　正章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６８５号
兵庫県西宮市田近野町７番４―1212号
債務者　内田　幸宏
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３９号
大阪府藤井寺市小山３丁目263番地７、住民票上の住所大阪府貝塚市王子1097番地８
債務者　泉口　穣二
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　良策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２９４号
堺市南区庭代台１丁23番５―308号
債務者　ＵＢ金属施工図事務所こと　坂邊　宏一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　良策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５３５号
熊本県菊池郡大津町大字大津939番地１
債務者　上升　成明
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２３４８号
横浜市泉区弥生台10番地の10　ロイヤルハイツ弥生台404
債務者　廣松　佐利
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　會田　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９８号
長崎県長崎市多以良町2160番地64　レオパレス21―106号
債務者　川原　正仁
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月12日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９１号
さいたま市見沼区大字東新井387番地３　リリィハイムＤ棟201
債務者　遠藤　和美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月22日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２５号
熊本市長嶺西２丁目16番24号
債務者　汐田　要
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２６号
熊本市長嶺西２丁目16番24号
債務者　汐田　智子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３７６号
長崎県長崎市川平町373番地２
債務者　大石　均
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　竜之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
長崎県長崎市川平町373番地２
債務者　大石　慶子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　竜之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月17日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１３号
京都市右京区太秦樋ノ内町１番地の３
債務者　水野　武人
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　信裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１５号
大阪市北区天神橋１丁目３番４号　清洲中之島プラザ901号室、前住所大阪市北区国分寺２丁目３番30号
債務者　正木　ゆき
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２２５号
堺市南区稲葉３丁317番地５
債務者　大倉　幸男
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２５５号
大阪府松原市上田２丁目７番30―102号、前住所大阪府松原市天美北２丁目21番10号
債務者　岡本　清治
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係